

情報個審第2608号
令和4年8月4日

山中 理司 様

情報公開・個人情報保護審査会

補充理由説明書の写しの送付及び意見書又は資料の提出について（通知）

下記1の諮問事件について、別添のとおり、当審査会に諮問庁から提出された補充理由説明書の写しを送付します。

また、あなたは、下記1の諮問事件について、情報公開・個人情報保護審査会設置法第11条の規定に基づき、当審査会に対し、意見書又は資料を提出することができますが、当審査会において、下記2のとおり提出期限を定めたので、通知します。

記

1 濟問事件

濟問番号：令和4年（行情）濟問第3号

事 件 名：特定事件に係る裁判結果票（甲）等の一部開示決定に関する件

2 意見書又は資料の提出期限等

① 提出期限

令和4年8月25日（木）

② 提出方法

任意の様式により作成した書面を、持参するか、郵送、ファックス又は電子メールで情報公開・個人情報保護審査会事務局に提出してください。

また、提出された意見書又は資料は、情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条第1項の規定による送付をし、又は同条第2項の規定による閲覧をさせることができますので、その適否についてのあなたのお考えを、別紙「提出する意見書又は資料の取扱いについて」に記入し、意見書又は資料に添付してください。

なお、別紙において、濟問庁に対し、送付をし、又は閲覧をさせることにつき「差支えがない」旨の回答のあった意見書又は資料については、調査審議の効率化、争点の明確化等の観点から、特段の事情のない限り、濟問庁に対し、その写しを送付することとしますので、御了承願います。

連絡先：総務省 情報公開・個人情報保護審査会
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39
永田町合同庁舎4階
TEL 03-5501-1723
FAX 03-3502-7350

提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

令和 年 月 日

(氏名)

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、 諒問庁に対し、 情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条第1項の規定による送付をし、 又は同条第2項の規定による閲覧をさせることは、

差支えがない。

適当ではない。

(適当ではない理由)



諮詢庁:検事総長

理由説明書(補充)

理由説明書第2、2(2)ウ以下に下記エ及びオの説明を追加する。

エ 様式欄外左上部の不開示とした部分（下記オに係る部分を除く。）について

本不開示部分は、第2、2(2)での「記載以外の部分」に含まれており、理由も同一であるが、更に述べると、当該部分には、本件裁判に関する情報が記載されているところ、第2、2(1)イで述べたとおり、本文書は全体として法5条1号前段及び同条2号イに規定する情報に該当し、不開示とすべきであるものの、被告人氏名等については、同該当性が認められないため開示したものであって、既に開示済みの事項以外の裁判に関する情報については、引き続き、各号に該当することから、不開示としたものである。

オ 様式欄外左上部の不開示とした部分のうち、「裁判結果票（甲）」の直近左側の不開示とした部分について

当該部分には、東京地方検察庁における本件事件に関する意見が記載されているところ、同部分を開示することは本件事件に関する事項を開示することになること、また、同種開示請求を繰り返すことで、検察の刑事事件における着目点等の傾向を推測することが可能となり、今後の捜査・公判活動に影響を及ぼすことから、公訴の維持その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号に該当する。



電子メールによる意見書等の提出方法について（御案内）

意見書、資料及び「（別紙）提出する意見書又は資料の取扱いについて」は、持参、郵送、FAX又は電子メールにより提出することが可能です。

電子メールで提出する場合は、以下の方法により御提出ください。（以下の方法に反して提出された場合は、意見書等として受け付けることができませんので、御留意ください。）

1 提出先電子メールアドレス

jyouhoukoukaishinsa1@soumu.go.jp

注：電子メールの誤送信等については対応いたしかねますので、お間違えのないよう御注意ください。

2 件名及び本文の記載について

件名：令和〇年（〇〇） 諒問第〇号に対する意見書

（※↑上記【令和〇年（〇〇） 諒問第〇号】は「諒問番号」といい、あなたの審査請求に付された固有の番号になります。同封している書面「理由説明書の写しの送付及び意見書の提出の求めについて」の中程にある「1 諒問事件」欄に記載されておりますので、御確認ください。）

本文：（1）審査請求人氏名

（2）代理人氏名（選任されている場合に限る。）

（3）今後の審査会発出の文書について、電子メールでの送付を希望する／しない（※いずれかを記載）

（4）「（別紙）提出する意見書又は資料の取扱いについて」の回答

（※同封した用紙に回答を記入し、PDFファイルとして提出することも可能です。PDFファイルを提出される場合は、メール本文への記載は不要です。）

注1：電子メールでの送付を希望された方に対しては、以後、当審査会が発する文書は全て電子メールにより送付します。希望されない方には、郵送により送付します。最初に電子メールでの送付を希望された場合、途中で郵送による送付への変更はできませんので御注意ください。

注2：メールはテキスト形式（文字データのみ）で作成してください。

3 意見書のファイル形式について

意見書は、あなたの主張を正確に把握する観点から、誤編集防止のため、PDFファイルで提出してください。

P D F ファイル名は、「令和〇年（〇〇） 諒問第〇号に対する意見書」としてください。

そのほかのファイル形式や電子メール本文への記載により提出された場合は、意見書として受け付けることはできません。

4 資料のファイル形式について

意見書と合わせて提出したい資料も、P D F ファイルで提出してください。

P D F ファイル以外の資料（動画、音声データ等）がある場合は、当該データを保存した C D – R 等を持参又は郵送して提出してください。

なお、提出する資料には「令和〇年（〇〇） 諒問第〇号に対する参考資料」などと明記してください。

5 受信可能な添付ファイルの容量について

当審査会で受信可能な添付ファイルの容量は、合計 9 M B ですので、同容量を超えないように御留意ください。合計 9 M B を超える場合は、添付ファイルを分割して御提出いただくか、C D – R 等に保存して御提出ください。

6 個別の諒問事件に関するお問合せについて

上記 1 の電子メールアドレスは意見書等の文書の送受信専用であり、個別の諒問事件に関するお問合せをいただいても回答することはできませんので御了承ください。